

第四部

第一回 参議院司法委員會會議錄第二十号

付託事件
○國家賠償法案（内閣提出、衆議院送付）
○刑法の一部を改正する法律案（内閣送付）
○岐阜地方裁判所多治見支部を設置することに關する請願（第十一号）
○帶廣地方裁判所設置に關する陳情（第四十九号）
○刑事訴訟法を改正する等に關する陳情（第六十号）
○民法の一部を改正する法律案（内閣送付）
○罹災都市借地借家臨時処理法の一部を改正する法律案（衆議院送付）
○皇族の身分を離れた者及び皇族となつた者の戸籍に關する法律案（内閣提出、衆議院送付）
○家事審判法案（内閣提出、衆議院送付）
○函館市に札幌高等檢察廳支部設置に關する陳情（第四十号）
○法費一元制度の実現に關する陳情（第四十五号）
○裁判官及びその他の裁判所職員の分限に關する法律案（内閣提出）
○裁判所予備金に關する法律案（内閣提出）
○農業資産相続特例法案（内閣提出）
○経済警察官の職務検査等に關する法律案（内閣送付）
○裁判官懲罰法案（衆議院提出）
○裁判所法の一部を改正する等の法律案（内閣送付）
○高等裁判所の運用状況調査に關する件

○適合委員會開催に關する件
昭和二十二年八月二十九日（金曜日）
午前十一時三十七分開會

本日の會議に付した事件
○裁判官懲罰法案
○民法の一部を改正する法律案
○高等裁判所運用状況調査に關する件
○適合委員會開催に關する件
○罹災都市借地借家臨時処理法の一部を改正する法律案
○委員長（伊藤修吉）これより委員會を開きます。

○委員（伊藤修吉）これより委員會を開きます。
本日は衆議院回付に係るところの裁判官懲罰法案を上程いたします。先ず提案者の説明をお願いいたします。
○衆議院議員（渡辺和郎）只今議題になりました裁判官懲罰法案について、その提案の趣旨について申し上げます。
裁判官の地位は、司法權獨立の原則に基いて憲法によつて保障されておられ、明治憲法もその第五十八條におきまして「裁判官ハ刑法ノ宣告又ハ懲戒ノ処分ニ由ルノ外其ノ職ヲ免セラル、コトナシ」と規定しておりました。日本國憲法も七十八條において「裁判官は裁判により、心身の故障のために職務を執行することができないと決定された場合を除いては、公の彈劾によらなければ罷免されない」と規定し、同じく第六十四條において「國會は、罷免の訴追を受けた裁判官を裁判するため、同議院の議員で組織する彈劾裁判所を設ける」と規定して、裁判官の罷免

が、原則として、國會に設けられた彈劾裁判所の裁判によつてのみ行われるべきことを定めております。この彈劾の制度は日本國憲法により新たに認められた制度であります。國會に設けられた彈劾裁判所にその權限を属させておける点において、極めて注目すべきものがあります。即ち従来の刑事懲罰法によれば、免官の処分は刑事みずから組織する懲戒裁判所によつて行なう同僚裁判であつたのであります。が、本法制定の瞬においては、裁判官と雖も廣く國民監視の下に置かれることになり、國民の代表たる兩院議員の中から選ばれた彈劾裁判所の裁判官によつて罷免されることになるため、司法權の正しい運営が期待され、いわゆる主權在民の大原則と、公務員の罷免を國民固有の權利であるとする精神に基く新しい民主主義的の制度が確立されるものと考へられるのであります。
この憲法の規定に基きます裁判官に對する彈劾の制度を憲法附屬法の重要な一つとして定めようとするのが本案提出の趣旨であります。
尙本法起草に當つて、裁判官懲罰制度に關する考へ方の基調といたしましては、公務員を罷免するは、國民固有の權利であるとする趣旨と、裁判官の地位の安定とをいかに調和するかの点でありました。日本國憲法によれば、すべて裁判官はその良心に従ひ、獨立してその職權を行ひ、憲法及び法律にのみ拘束されるものとされておるのであります。裁判官が公正に良心に従つて裁判するためには、一應その

地位の安定を圖らねばならぬことも亦當然であります。その故に憲法第七十八條は、「裁判により心身の故障のために職務を執行することができないと決定された場合を除いては、公の彈劾によらなければ罷免されない」とものとしておるのであります。この彈劾の制度をいかに規定するかは、司法權の獨立にも關係する重要な問題であります。従つて單に彈劾のための彈劾に隨ひ、裁判官を從らに不安定な地位に置くことは裁判官の公正な裁判を期待する所以でもなく、又決して憲法の認めた彈劾制度の本旨でもないと思つてあります。かかるが故、この点に特に意を用ひ、司法權獨立の原則に従つて裁判官の地位を尊重しつつ、公務員を罷免するは國民固有の權利であるとする主權在民の憲法の原則とをよく調和せしめ、以て裁判官懲罰制度の適正妥當なる運用を期しようとした次第であります。
次に本案の要旨を御説明申し上げます。
第一に、彈劾により裁判官を罷免する事由としては、（一）職務上の義務に著しく違反し又は職務を怠らしくはたつたとき、（二）その他職務の内外を問はず、裁判官としての威信を甚だしく失つべき非行があつたとき、の二つを挙げております。
第二に、彈劾裁判所及び訴追委員會は、いづれも國會に設けられるものであります。國會とは別個に獨立して職務を行うものである点から、國會の会期と關係なく、閉會中もその職務を行ふことができるものとしております。
第三に、訴追委員會の組織は、國會法に定められてゐるので、その員數を二十人、その予備員の員數を十人といはしました。外、訴追委員及びその予備員の選挙の時期、補欠、任期、辞職等に関する規定及び委員長その他の職員についての規定を置いております。
第四に、訴追委員會は獨立してその職權を行ふものとし、その職責の重大性に鑑み訴追委員會は、十五人を以て定足數とし、罷免の訴追の議決には出席訴追委員の三分の二以上の多數の意見によるべきものとしております。
第五に、訴追の手続については、訴追委員會は彈劾による罷免の事由をみずから調査し、又は官公署にその調査を委託することができるとし、その調査に關しては証人の出頭等を要求することができるとしてしております。
第六に、罷免の事由ある場合においても、特に情狀によつて訴追の必要がないと認めるときは、罷免の訴追を猶予することができるとして、時宜に應じて適當な処置を執り得る余地を認め、而して訴追の猶予は罷免の訴追と同様、出席訴追委員の三分の二以上の多數の意見によるものとしてゐるのであります。
第七に、何人でも、訴追委員會に對して罷免の訴追をすべきことを求めることができることとして、彈劾が眞に國民のために認められた制度であるといふことを明らかにしております。

第八に、彈劾裁判所については、各

議院において、その議員の中から選挙された同数の裁判員でこれを組織すること、国会法で定められておらず、このため、本案では、訴追委員会におけると同様、裁判員及びその予備員の員数、選挙の時期、補欠、任期、辞職等に関する規定及びその他の職員に関する規定を設けておるのでありますが、特に裁判員の員数は、衆議院議員及び參議院議員たる裁判員各七人合計十四人とし、審理及び裁判を行うには、各議院の議員たる裁判員をそれぞれ五人以上の出席を要するものとしておられます。

第九に、審理及び裁判については、その公正な運用を期待して、裁判員は独立して職務を行うものとすると共に、彈劾裁判所の對審及び裁判の宣告は、すべて公開の法廷でこれを行うものとしておるのであります。

第十に、裁判員に対する除斥、忌避及び回避、法廷における審理証人等については刑事訴訟法の規定を準用することとしておられますが、この法律に特別の規定のない限りは、審理及び裁判の手続については、彈劾裁判所がみずから必要な規則を定め得ることとしておられます。

第十一に、罷免の裁判については、特にこの手続を慎重ならしめるため若干の規定を設け、殊に罷免の裁判をするには、特に審理に關與した裁判員の三分の二以上の多数の意見によるべきものとしておるのであります。

第十二に、罷免によつて、裁判官又は檢察官となる資格を失つた者は、特定の場合には彈劾裁判所の裁判によりその資格を回復することを得させることとしておられます。

第十三に、訴追された裁判官が辭職

して罷免の裁判を免れんとすることを防ぐ意味において、罷免の訴追を受けたる裁判官は、本人が免官を申出た場合でも、彈劾裁判所の終局裁判があるまでは免官し得ないものとした外、訴追された裁判官の職務の停止の彈劾と刑事訴訟との關係についての必要な規定を設けました。

最後に、虚偽の申告者に対する罰則、及び正当の理由なくして証人として召喚に應じない者に対する過料の制裁を規定しておるのであります。

以上が簡單であります。本案を提案いたしました趣旨であります。衆議院におきましては、本案がたゞく彈劾裁判所に関する事項が議會運営委員会の所管事項になつておる点に鑑み、又國民の手によつて裁判官彈劾の制度を早急に法制化することは議員自身の任務であるという考えより、たゞして、法案が政府提出を行つべき性質のものでない、こういうような考えからいたしまして、彈劾裁判所に關する調査と裁判官彈劾法案の起草に議會運営委員会が當ることになりまして、去る七月九日彈劾裁判所に対する調査について議長の承認を得て、爾來五十日間、約十七回に亘りまして會議を開き、小委員会を設けて原案の起草に當り、又は司法委員会との合同審査も四回程行ひ、その間に各方面の意見を斟酌いたしました。更に諸外國のいわゆるインビテーションの研究も比較検討いたしました。意見を取極め、去る二十三日本會議におきまして、委員會提出案といたしまして満場一致可決をいたしました。こちらの方に回答

申上げた次第であります。

何卒御審議の上、成るべく早く可決あらんことをお願いいたしまして、説明に代へる次第であります。

各條については、政府委員より説明を申し上げます。

○松村眞一郎君 これは大變に重大な法案であります。今御説明を承りますと、いろいろ各方面の資料に基いての御調査ができたようでありまして、法案以外にいろいろの資料を頂きたいと思ひます。本院においても相當に慎重に研究しなければならぬと思ひます。ただ法案だけ見て決定するといふふうなことは、頗る我々としては自分で力の不足を感じますが、参考資料を御送付願ひたいと思ひます。

○委員長(伊藤修君) それでは提案者に資料の請求をいたして置きます。

○小川友三君 裁判官彈劾法案ですが、これは第二章第五條は訴追委員が全部それに……

○委員長(伊藤修君) 今各條の説明を簡單にお願いして、御質疑があるならそれからして頂きます。それでは説明員から各條について簡單な御説明をお願いしたいと思います。

○衆議院參事(三浦義男君) 私衆議院

の法制部長の三浦でございますが、説明員としてあらましを便宜御説明申し上げます。

全文、第四章に分かれておりまして、總則におきましては、その原則を決めることにいたしましたのであります。

總則の中で特に重要な点は第二條であります。第二條は、彈劾による罷免の事由を規定いたしておるのであります。二、号に分けて考へてあるのであります。二、号に分けて考へてあるのであります。

職務上の義務に著しく違反する場合、又はその職務を怠らしくはつた場合、それから更に職務の内外を問はず、裁判官としての威信を著しく失ふべき非行があつたとき、かようなことに規定をいたしたのであります。この趣旨は、裁判官としての職務上の義務という点が罷免事由として取上げらるべき問題であるということが一つ、もう一つは、司法権の尊嚴というふうな見地から罷免事由を考へるべきではないか、かような点から考慮いたしておるのであります。この二、号に要約せられた次第であります。

次に第四條であります。この彈劾裁判所及び訴追委員会は、國會の閉會中でもその職務を行うことができるということにいたしました。その事態が閉會中起つた場合におきましても、國民彈劾の趣旨に則りまして、常にその職務を行使し得るという原則を規定いたしましたわけでありまして、

次に、第二章の訴追に關する事項に關しましては、第五條に規定いたしてあります通り、訴追委員の員数を二十人としたしておるのであります。向予備員を十人と定めてあるのであります。が、訴追委員及び予備員は衆議院議員を以て構成するということになつておるのであります。この点は國會法の中におきまして、さうに定められてありますので、この規定に従ひましてこの訴追の規定も規律いたしましたわけでありまして、その選挙は、衆議院総選挙の後に初めて召集される國會の会期の初めにこれを行うという原則を決めたのであります。特にこの第一回國會においては、その会期中に行つたことにいたしました。早

く訴追委員が、この第一回國會におい

て、この法律が御可決になりました場合におきましては、発動し得るの途を開いたわけでありまして、

次に第六條、第七條等は、訴追委員の委員長、書記等の構成の問題、その権限の問題を規定してあるのであります。

尚、第八條の職務の獨立の問題であります。これは訴追委員になりまして國會議員の方は、國民の代表として、國民の基本的人權に基きまして、その代表の名においてこの訴追を行う意味におきまして、獨立してその職務を行う、國會のいろいろの拘束に囚われないということにいたしてある次第であります。

第九條は召集であります。

第十條の議事におきましては、二十人の訴追委員の中十五人以上の出席を必要とするにいたしてあるのであります。罷免の訴追をいたします場合、又は罷免の訴追の猶予をいたします場合におきましては、出席訴追委員の三分の二以上の多数ということに、第十條第二項の但書に規定してあるのでございます。それ以外の一般の議事につきましては、過半数という条件にいたしてあるのであります。尚、訴追委員會の議事は機微に互る点がありまして、この点は公開しないというところが、第十條の三項に規定してある次第であります。

第十一條は、訴追委員會の職務行使に必要な調査等に關する規定であります。

次に第十二條であります。第十條は、罷免の訴追は、彈劾による罷免の事由があつた後三年を経過したと

きは、これをするのでないといふ趣旨に基いておる次第であります。

おきましては、その法廷における審理

關する問題であります。「訴問に關す

ることにいたした次第でありまして、

定の場合には、彈劾裁判所の裁判によりその資格を回復することを得させること
員会提出案といたしまして満場一致可決をいたしまして、こちらの方に回付
まして、二号に分けて考へてあるのであります。これは裁判官としての
の第一回國會においては、その会期中に行うということにいたしまして、早
二條は、罷免の訴追は、彈劾による罷免の事由があつた後三年を経過したと

きは、これをするのでないといふことには、一應三年間は、そういう事由があつた場合におきましては、過つてもやり得るし、尙又今後三年の間はそういう事態を訴追し得る途を開いてあるわけでありまして、但し刑事訴追がありしやうな場合におきましては、その事件の確定後一年といふことにいたしてある次第であります。

第十三條の訴追の猶予の問題は、訴追委員會は、情状により訴追の必要がないと認めるときは、罷免の訴追を猶予することができるといふことにいたしまして、第二條におきまして罷免事由が規定されておるのではありませんが、これに該当する場合におきましても、尚情状によつて、必要がないときは、訴追委員會の権限において猶予をなし得るという途を開きまして、丁度現在の起訴猶予等の規定でありますのと、大体において照應いたします規定であるのであります。これがいろいろの点から考慮いたしまして、案情に即う所以ではなからうかと考へて規定せられたのであります。

次に第十四條は、訴追狀の提出の問題であります。

次に第十五條は、訴追狀の提出の問題であります。先程衆議院の運営委員長からもお話がありました通り、憲法に基きまするところの國民彈劾は、國民の基本的權利である点に鑑みまして、何人も裁判官につきまして、彈劾による罷免事由があるを考へられるときは、訴追委員會に対して罷免の訴追を求め得るということにいたしまして、廣く國民の声を聞き、そして訴追委員會の職權の行使をして遺憾なくしめんとす

る趣旨に基いておる次第であります。次に第三章の裁判に関する規定であります。第十六條におきまして、裁判員は衆議院議員及び參議院議員各七人といひまして、全体が十四人でありまして、その予備員が又各四人であります。全体で八人といふことにいたしてある次第であります。それから裁判員及びその予備員の選挙も、今回におきましては、第一回國會の会期中にこれをを行うといふことにいたしてあるのであります。この点は訴追委員について申上げましたと同様の趣旨であります。

次に第十七條は、裁判長の職務に関する規定であります。第十八條は、書記長及び書記に関する規定であります。以上は裁判所の構成に関する組織権限の規定でございます。

次に第十九條は、職權の獨立の問題であります。この点は特に裁判員については強く要求せられる点であるのであります。その趣旨は、訴追委員について申上げましたと大体同様でございます。

次に第二十條の規定であります。これは十四人の裁判員があるのであり、十人出席者があつたれば、審理、裁判をすることができるといふことにしてある次第であります。

第二十一條、第二十二條は裁判に関する「訴追狀の送達」、「弁護人の選任等」の進行上の手續であります。

更に第二十三條「口頭弁論」についても同様でございます。

それから第二十四條の「訴追委員の立會」であります。これは彈劾裁判所において裁判が行はれる場合に

おきましては、その法廷における審理及び裁判の宣告に訴追委員が立ち會ふことといたしまして、同時に又訴追の事由を述べることにしてある次第であります。國家公益の代表の見地に立ちまして訴追委員がこれに立ち會うといふことにいたした次第であります。

次に第二十五條の「開廷の場所」であります。これは彈劾裁判所が開くといふことは當然のことであり、第二項において特別の規定をいたしてある次第であります。

第二十六條は「審判の公開」であります。弾劾裁判所の對審及び裁判の宣告は、公開の法廷でこれを行うといふことになつておる次第であります。この点に關しましては憲法第七十八條におきまして先程委員長から説明がありましたように、公の彈劾といふなければ裁判官は罷免されないという規定があるのであります。尙司法權に關しましては憲法第八十二條に公開の法廷でこれを行うことが規定いたしてある次第であります。これらの憲法の規定と照應いたしまして、尙彈劾裁判所の公開の問題を考へられた結果、常に彈劾裁判所におきましては公開をしてこれを行うといふことにいたされたのであります。この点に關しましては、例えば公秩良俗に反する場合等においては、公開しないといふことを認めたらいではないかといふ意見もあつたのであります。憲法七十八條の「公の彈劾」といふ意味は非常に強い意味であるといふ關係方面等の意見を參照いたしましてかやうになつた次第であります。

第二十七條、第二十八條等は裁判の進行止、「法廷の秩序維持」、「訊問に關する問題」であります。「訊問」に關する場合におきましては刑事訴訟に關する法令の規定を準用することにいたしてある次第であります。召喚、訊問等についてでございます。

それから第二十九條は証提の問題であります。この証提を調べまする場合におきましては、彈劾裁判所は申立又は職權によりまして獨立にその証提を調べることもできます。けれども、地方裁判所がそれらの証提の取調へについて便宜な点が多々ありますので、それらに囑託するの途を開いてある次第であります。尙証提等の調べに關しまして強制的な処置をすることは彈劾裁判所としては適當でなからうと考へられまして、強制的な処分をする場合におきましては、これは裁判所に依頼することにしてある次第であります。

次に第三十條の規定であります。これは「裁判員、書記長及び書記の除斥、忌避及び回避」に関する事項につきまして、「法廷における審理、調書の作成並びに手続の費用」等につきましては、規定をいたします。これは、相当條文が煩瑣になります。係もあつたので、刑事訴訟に關する法令の規定を準用いたすことにいたしました次第であります。

次に第三十一條は「裁判の評議」に關する規定であります。罷免の裁判をいたします際には、「審理に關與した裁判員の三分の二以上の多數の意見による」といふことが第三十一條第二項の但書に規定いたしてあるのであります。「審理に關與した裁判員」と申しますのは、審理の一貫性を重んずることにいたした次第であります。途中で仮に裁判員等が議會の解散その他の事由によりまして欠けたらいたした場合には、予備員からの補充をいたしました場合と、或いはその他の場合において關與者を変更した場合には、その点は審理に加入した「裁判員の三分の二以上の多數」と決めた次第であります。これは刑事訴訟におきましても、同様の原則に則つてある次第であります。

第三十二條は「一事不再理」の事項を規定してあります。これは一般の裁判においても同様でございます。

第三十三條は裁判の理由を附すること規定しております。第三十四條は「裁判書」の問題、第三十五條は「裁判書の送達」、第三十六條は「裁判の公示」の問題であります。裁判の行われし結果に關するいろいろの手續上の重要な問題を規定してある次第であります。

第三十七條におきまして、「罷免の裁判の効果」を規定してあるのであります。これは「裁判官は罷免の裁判の宣告により罷免される」といふことにあるのであります。従ひまして、この規定によりまして、裁判官は宣告によつて罷免されることになり、その場合として再び就き得ないことになつた次第であります。その場合におきまして、恩給の問題、或いは他の文官等への就職の問題等をどうするか、或いは又弁護士等になり得るかどうかといふ問題等もあり得ると思ひますが、恩給の問題に關しましては、從來判事の懲戒法におきましては規定してあつたのであります。それが廢止

き、これをするのでないといふことには、一應三年間は、そういう事由があつた場合におきましては、過つてもやり得るし、尙又今後三年の間はそういう事態を訴追し得る途を開いてあるわけでありまして、但し刑事訴追がありしやうな場合におきましては、その事件の確定後一年といふことにいたしてある次第であります。

第十三條の訴追の猶予の問題は、訴追委員會は、情状により訴追の必要がないと認めるときは、罷免の訴追を猶予することができるといふことにいたしまして、第二條におきまして罷免事由が規定されておるのではありませんが、これに該当する場合におきましても、尚情状によつて、必要がないときは、訴追委員會の権限において猶予をなし得るという途を開きまして、丁度現在の起訴猶予等の規定でありますのと、大体において照應いたします規定であるのであります。これがいろいろの点から考慮いたしまして、案情に即う所以ではなからうかと考へて規定せられたのであります。

次に第十四條は、訴追狀の提出の問題であります。

次に第十五條は、訴追狀の提出の問題であります。先程衆議院の運営委員長からもお話がありました通り、憲法に基きまするところの國民彈劾は、國民の基本的權利である点に鑑みまして、何人も裁判官につきまして、彈劾による罷免事由があるを考へられるときは、訴追委員會に対して罷免の訴追を求め得るということにいたしまして、廣く國民の声を聞き、そして訴追委員會の職權の行使をして遺憾なくしめんとす

る趣旨に基いておる次第であります。次に第三章の裁判に関する規定であります。第十六條におきまして、裁判員は衆議院議員及び參議院議員各七人といひまして、全体が十四人でありまして、その予備員が又各四人であります。全体で八人といふことにいたしてある次第であります。それから裁判員及びその予備員の選挙も、今回におきましては、第一回國會の会期中にこれをを行うといふことにいたしてあるのであります。この点は訴追委員について申上げましたと同様の趣旨であります。

次に第十七條は、裁判長の職務に関する規定であります。第十八條は、書記長及び書記に関する規定であります。以上は裁判所の構成に関する組織権限の規定でございます。

次に第十九條は、職權の獨立の問題であります。この点は特に裁判員については強く要求せられる点であるのであります。その趣旨は、訴追委員について申上げましたと大体同様でございます。

次に第二十條の規定であります。これは十四人の裁判員があるのであり、十人出席者があつたれば、審理、裁判をすることができるといふことにしてある次第であります。

第二十一條、第二十二條は裁判に関する「訴追狀の送達」、「弁護人の選任等」の進行上の手續であります。

更に第二十三條「口頭弁論」についても同様でございます。

それから第二十四條の「訴追委員の立會」であります。これは彈劾裁判所において裁判が行はれる場合に

おきましては、その法廷における審理及び裁判の宣告に訴追委員が立ち會ふことといたしまして、同時に又訴追の事由を述べることにしてある次第であります。國家公益の代表の見地に立ちまして訴追委員がこれに立ち會うといふことにいたした次第であります。

次に第二十五條の「開廷の場所」であります。これは彈劾裁判所が開くといふことは當然のことであり、第二項において特別の規定をいたしてある次第であります。

第二十六條は「審判の公開」であります。弾劾裁判所の對審及び裁判の宣告は、公開の法廷でこれを行うといふことになつておる次第であります。この点に關しましては憲法第七十八條におきまして先程委員長から説明がありましたように、公の彈劾といふなければ裁判官は罷免されないという規定があるのであります。尙司法權に關しましては憲法第八十二條に公開の法廷でこれを行うことが規定いたしてある次第であります。これらの憲法の規定と照應いたしまして、尙彈劾裁判所の公開の問題を考へられた結果、常に彈劾裁判所におきましては公開をしてこれを行うといふことにいたされたのであります。この点に關しましては、例えば公秩良俗に反する場合等においては、公開しないといふことを認めたらいではないかといふ意見もあつたのであります。憲法七十八條の「公の彈劾」といふ意味は非常に強い意味であるといふ關係方面等の意見を參照いたしましてかやうになつた次第であります。

第二十七條、第二十八條等は裁判の進行止、「法廷の秩序維持」、「訊問に關する問題」であります。「訊問」に關する場合におきましては刑事訴訟に關する法令の規定を準用することにいたしてある次第であります。召喚、訊問等についてでございます。

それから第二十九條は証提の問題であります。この証提を調べまする場合におきましては、彈劾裁判所は申立又は職權によりまして獨立にその証提を調べることもできます。けれども、地方裁判所がそれらの証提の取調へについて便宜な点が多々ありますので、それらに囑託するの途を開いてある次第であります。尙証提等の調べに關しまして強制的な処置をすることは彈劾裁判所としては適當でなからうと考へられまして、強制的な処分をする場合におきましては、これは裁判所に依頼することにしてある次第であります。

次に第三十條の規定であります。これは「裁判員、書記長及び書記の除斥、忌避及び回避」に関する事項につきまして、「法廷における審理、調書の作成並びに手続の費用」等につきましては、規定をいたします。これは、相当條文が煩瑣になります。係もあつたので、刑事訴訟に關する法令の規定を準用いたすことにいたしました次第であります。

次に第三十一條は「裁判の評議」に關する規定であります。罷免の裁判をいたします際には、「審理に關與した裁判員の三分の二以上の多數の意見による」といふことが第三十一條第二項の但書に規定いたしてあるのであります。「審理に關與した裁判員」と申しますのは、審理の一貫性を重んずることにいたした次第であります。途中で仮に裁判員等が議會の解散その他の事由によりまして欠けたらいたした場合には、予備員からの補充をいたしました場合と、或いはその他の場合において關與者を変更した場合には、その点は審理に加入した「裁判員の三分の二以上の多數」と決めた次第であります。これは刑事訴訟におきましても、同様の原則に則つてある次第であります。

第三十二條は「一事不再理」の事項を規定してあります。これは一般の裁判においても同様でございます。

第三十三條は裁判の理由を附すること規定しております。第三十四條は「裁判書」の問題、第三十五條は「裁判書の送達」、第三十六條は「裁判の公示」の問題であります。裁判の行われし結果に關するいろいろの手續上の重要な問題を規定してある次第であります。

第三十七條におきまして、「罷免の裁判の効果」を規定してあるのであります。これは「裁判官は罷免の裁判の宣告により罷免される」といふことにあるのであります。従ひまして、この規定によりまして、裁判官は宣告によつて罷免されることになり、その場合として再び就き得ないことになつた次第であります。その場合におきまして、恩給の問題、或いは他の文官等への就職の問題等をどうするか、或いは又弁護士等になり得るかどうかといふ問題等もあり得ると思ひますが、恩給の問題に關しましては、從來判事の懲戒法におきましては規定してあつたのであります。それが廢止

やはり親権について父母に差等を設けることは、両性の平等から適當ではなないと考えまして、親権は父母共同行使ということになりますので、その關係で、「又又は親権を行う母に對する訴によつてこれを行う。」ということになりました。更に「親権を行う母がないときは……特別代理人を選任しなければならぬ。」この場合は家事審判所が選任をするということに改めましたのは、七百七十五條で現行法の八百三十三條を改めたのでありまして、大体趣旨においては同じようなことであり

ます。
次の七百七十六條は現在の八百二十四條そのままであります。
次の七百七十七條、これも現行法の八百二十五條そのままであります。
次に七百七十八條、これも現行法の八百二十六條に該当いたしますが、多少變りました。即ち現行法の八百二十六條では「夫力未成年者ナルトキハ」云々ということになっておりますが、これは未成年の夫婦でも婚姻すれば成年になりますので、こういう關係の規定は不必要になる、この現行法も八百二十六條の第二項のみが必要になります。

すので、第一項の方は婚姻後も未成年であるということをも前提とする現行法の規定は、婚姻によつてすべて成年になるということによつて不必要になつたわけであります。それでまあ現行法の八百二十六條の第一項が削られたということになるわけであります。

次に七百七十九條、こでちよつと御注意申したいのでありますが、現行法で「第二款嫡出ニ非サル子」というような見出しがあり、それから「庶子」という字が現在の八百二十七條の

いつたようなものの替困なる子供の手

合にこの規定を発動する途を開いた次
て、それによつて審理、裁判の手續に
るものであります。今度の法律は、
に於いて、母が養子とすることを
に於いて、母が養子とすることを
に於いて、母が養子とすることを

第二項にあるのでありますが、この庶
子という言葉は余り適当でないので、
即ち「庶子」という文字は削除いたし
たのであります。従つて「私生子」と
いう字はなくなつて、「庶子」という
言葉だけが残つておりましたが、子の
名譽のために庶子という言葉も今回無
くなしたのであります。ただ「嫡出の
子」と「嫡出でない子」という二つだ
けあるのであります。嫡出でない子と
いうのも実は余り賛成しないのであ
りますが、それは止むを得ないと考え
まして、「嫡出でない子」というのを使
いますが、「庶子」、「私生子」というの
は廃めたわけでありまして、そこで七
百七十九條は現在の八百二十七條の第
一項に該当するわけでありまして、第二
項は今申しましたように「庶子」とい
う言葉をなくしたわけでありまして、
條そのままであります。

次に七百八十一條、これは現行法の
八百二十九條でただ「戸籍吏」とい
つてゐるのを、「戸籍法の定めるところ
により」というふうに変更したただ
けであります。すべて戸籍吏という字
はすでないものでありまして、強いて
書けば「市町村長に」というふうにし
なければならぬのであります。市町村
長が、これも必ずしも市町村長という
言葉だけでは足りないもので、結局は
「戸籍法が定めるところにより」とい
うふうによつた方が、すべての場合
を含むと考えまして、そういうふう
にすべて戸籍吏とあるのを、「戸籍法
の定めるところにより」と云々という
に修正いたしております。

次に七百八十二條であります、こ
れは現行法の八百三十條のままであ
ります。

次に七百八十三條、これは現行法の
八百三十一條のままであります。

次に七百八十四條、これは現行法の
八百三十二條のままであります。

次に七百八十五條、現行法の八百
三十三條のままであります。

次に七百八十六條、現行法の八百
三十四條のままであります。

次に七百八十七條、これは現行法の
八百三十五條のままであります。

次に七百八十八條、これは子の監護
者の指定、或いは強制認知の場合等
においての子供を認知した場合に、母
親が監護すべきか、父親が監護する
べきか、というふうなことに付いて問
題が起る、その場合の規定、即ち七
百六十六條を、父が認知する場合に
これを準用するといふことにしたので
あります。七百六十六條と申します
のは、父が離婚した場合に、その子
供の監護を誰が見るか、父が子供を
認知した場合に、父が子供の監護を
誰が見るか、父が子供を認知した場
合に父又は母いずれに監護せしむべき
かという問題について、新しく七百
八十八條を設けたわけでありまして、
七百八十九條は現行法の八百三十六
條に大体該当いたしますが、庶子とい
うふうな言葉を使わなかつたわけであ
りまして、庶子という言葉はなくなし
ただけであります。

次に七百九十條は新しい規定であ
りまして、従来は嫡出の子供は父の家
に入り、父の氏を称するといふことにな
つておりましたのを、家という関係が
なくなりましたので、「嫡出である子
は、父母の氏を称する。父母と同一の
氏を称する、即ち婚姻しておる間の父
母と同一の氏を称する、その氏を子供
が称する」といふこととあります。だ
だ

子供の出生前に父母が離婚すれば、父
母の氏が両方變りますから、その場合
は、離婚の際における父母の氏、即ち
離婚前に父母が稱しておつた氏を稱す
るといふことにいたしましたわけであ
ります。婚姻から生れた子供でない、
嫡出でない子は、母の氏を原則として
稱します。尤もその次の七百九十一條
という新しい條文を設けまして、すべ
ての場合において子が父又は母と氏を
異なる場合には、子は家事審判所の
許可を得て、その父又は母の氏を
稱することができるといふことにいた
したのであります。例えば父母が離婚
しておるような場合に、子供がその違
つた方の父母の氏に変更することがで
きる、或いは又子供を連れて、つまり
連れ子をして嫁に行つた者が離婚にな
つて元の氏に復したという場合に、そ
の子供が家事審判所の許可を得て母
の氏に變更することもできる、それか
ら連れ子のやうな場合に、やはり家事
審判所の許可を得て、女が男の氏を結
婚の結果稱する場合には、家事審判所
の許可を得て自分と同じ氏に変更せし
めることができる、而も子供が十五歳
未満である場合には、その法定代理人
、例えば只今の例で、母親がこれに代
つて、家事審判所の許可を得て氏の
變更をすることができ、この規定によ
つて連れ子をするのができるといふ
ことにいたしましたのであります。それ
から私生子を認知したやうな場合に、
認知された子供が今度は父親の氏を
稱したといふ場合には、この規定によ
つて家事審判所の許可を得て、父親
の氏を稱することができるとあります。
ただ家事審判所の許可を得ることに
いたしましたのは、一應、子の眞意を
確

かめたり、或いは場合によつては、私
生子を認知した父親に妻があつたや
うな場合に、そういう自分の配偶者の
意思を無視して、やはり自分と同じ
氏を名乗らせしむることも適當では
ないで、そういう場合にいろいろとい
ふやうな事情を酌量した上で、家事
審判所が許可を與えるといふことが
できるといふために、家事審判所の
許可を得て氏を變更せしむることが
でき、而して殊に子供が十五歳未
満であるといふやうなときに、その
法定代理人である母親が連れ子をし
て子供に氏の変更をせしめたという
やうな場合、子供が大きいとつて子
供の母親の氏を稱したいといふやう
な場合には、やはりそういう自由を認
めて置くのが適當ではないかといふ
ので、未項で、「前二項の規定によつ
て氏を改めた未成年の子は、成年に
達した時から一年以内に從前の氏に
復する」自由を認めてゐるのであり
ます。

これが「親子」の「実子」の關係で
あります。次に「養子」の關係であ
ります。この養子制度を一体認める
かどうかといふやうなことは、相当
問題があるかと思ひます。殊に養子
とか遺言養子といふやうなことは、
専ら家の継続といふことのために
認められた制度であるので、養子制
度を認めるべきかどうか、なか／＼
議論のある点と思ひましたが、従
来と違つて、むしろ養子といふこと
は、子の保護養育といふやうな面
から、やはり養子制度といふやうな
ものには残していいのではな
いか、各國も大体養子制度といふ
ものがあるやうであります。そこで
まあ子供のいない者に親の愛情を
味あふことができないこと、並びに
孤児或いはそう

いつたやうなものに於ける子供の養
育保護といふやうな面から見まし
ても、養子制度といふのは、必ずし
も家の継続としての養子でなくとも、
やはりこれを認めていいといふ考
えから、養子制度を残したわけであ
ります。先づ七百九十二條であり
ますが、これは現行法の八百三十七
條のままであります。

次に七百九十三條は現行法の八百
三十八條のままであります。

次に現行法八百三十九條といふ
のがありまして、法定の推定家督相
続人たる男子が法定家督相続人とし
てある場合には男子を養子にできな
いといふ規定がありますが、これは
家督相続というものがなくなりまし
て、法定の推定家督相続人といふや
うなものになつてしまつて、法定の
推定家督相続人といふやうなもの
なくなつたので、子供のあつて、殊
に男の子があつても更に養子ができ
る、而も男の養子もできるという
ことにいたしました規定を止めたわけ
であります。又養子といふことも止
めました。これは養子にして更に自
分の娘と婚姻せしめればいわけであ
りますから、特に養子といふ制度を
設ける必要もありませんので、養子
といふものを止めたわけでありまし
ます。

次に七百九十四條であります、こ
れは現行法の八百四十條を變更いた
したのであります。これは現行法では
後見人は被後見人を養子とすることが
できないことになつておりましたが、
これは家事審判所の許可を得れば可
いといふことになつたのでありまし
ます。全然後見人が被後見人を養子
とできないことになつたのでありま
す。現行法では十

五

昭和二十二年八月二十九日【参議院】

第四部 司法委員会會議第二十号

第四部 司法委員会會議第二十号

昭和二十二年八月二十九日【参議院】

第四部 司法委員会會議第二十号

昭和二十二年八月二十九日【参議院】

第四部 司法委員会會議第二十号

そうなつております。禁止されておりますが、現行法においては遺言養子の方法によつて被後見人を養子とすることができるとありますが、遺言養子という制度をなくすことにいたしました。これは家督相続を廃止する結果当然をうけたのであります。そうなるが全然後見人は被後見人を養子とする途がなくつてしまふので、それではいふ／＼不都合な場合もあらうかと思ひまして、家事審判所の許可を得ればできるという途を開いたわけでありませう。

次の七百九十五條というのは八百四十一條に大体該当したものであります。八百四十一條は現行法では「配偶者アル者ハ其配偶者ト共ニスルニ非サレハ養子ト爲スコトヲ得ス夫婦ノ一方カ他ノ一方ノ子ヲ養子ト爲スニハ他ノ一方ノ同意ヲ得ルヲ以テ足ル」という事項を但書の中に簡単に致したに過ぎないものであります。

次の七百九十六條と申しますのは、現行法の八百四十二條に大体該当するものであります。これは現行法では條文が「前條第一項」ということになつておりましたが、第一項だけになつて來ましたので、そこを整理したに過ぎない、現行法通りであります。

次に七百九十七條であります。これは大抵現行法の八百四十三條そのまゝであります。第二項が養父母、嫡母という關係がなくなりましたので、第二項を止めたのと、それから「其家ニアル父母」という文字のうち「其家ニ在ル」といふ部分を削つたのであります。それに代へて「法定代理人」ということになしたのであります。次の七百九十八條というのは新らし

い條文でありまして、未成年者を養子にする場合に、家事審判所の許可を受けなければならぬことにいたしましたのであります。これは從來未成年者を養子にして、いふ／＼それを食ひ物にした、或いは藝妓養子等のために養子を利用するといふやうなことがありましたので、未成年者を養子とするのは家事審判所の許可を得るということにいたしましたのであります。

尚その後の八百四十五條及び八百四十六條という規定は削除いたしましたのであります。これは養子について父母の同意を必要とするという規定でありましたが、やはりこれは婚姻と同じやうな身分上の行為について、他人の意思が、たとひ父母であらうとも入ることは適当ではないという考えから、父母の同意を必要とする規定を削除いたしましたのであります。つまりそれは現行法の八百四十四條、八百四十五條、八百四十六條に値する規定でありましたが、それを削除したわけでありませう。

ここで一言お断りして置きたいと思ひますことは、婚姻については、未成年者の婚姻の場合だけ父母の同意というものを特に書きましたのであります。養子縁組の場合には、未成年者を養子縁組とするには家事審判所の許可を取るまでは、父母の意思の同意といふことは書かなかつたのであります。が、これは家事審判所は勿論許可を與える場合に、父母の本心を確かめますので、これは父母の同意といふことは、おのずからそこに含まれてゐるということと、父母の同意だけで子供を養子にやれるといふこととしては、まあ先程申上げましたやうな、人身賣買のよ

うなことが行われることを虞れて、結局家事審判所の許可ということにすれば、その中におのずから父母の意思も加つて來るという考えであります。次の七百九十九條というのは、現行法の八百四十七條の條文の整理をいたしたわけでありませう。

次に八百條、これは現行法の八百四十九條を大抵條文の整理をいたしたに過ぎませう。次の八百一一條は現行法の八百五十條でありましたが、この前申したやうに、「公使」の外に「大使」というのを入れただけでありませう。

次に「縁組の無効及び取消」、これも大抵において現行法そのまゝでありまして、八百二條と申しますのは、八百五十一條に該当します。それから八百三條は、現行法の八百五十二條に大抵において該当するのであります。ただ條文が變つて參りましたので、條文が整理されてゐるに過ぎないのであります。

次の八百四條と申しますのは現行法の八百五十三條そのまゝであります。次の八百五條は、現行法の八百五十四條、これは條文の整理と、それから戸主に取消権を認めてゐるのを、「戸主」といふのを除いたのが八百五條であつて、現行法の八百五十四條に該当する規定であります。次の八百六條は、現行法の八百五十五條そのまゝであります。次に現行法では八百五十六條といふ規定がありますが、これが縁組についての同意といふことがなくなりましたので削除したものであります。ただそれに代へて八百七條といふ規定を設けまして、先程の八百九十八條の家事

審判所の許可を受けない養子縁組の取消を認めたのが、八百七條でありませう。

次に八百八條と申しますのは八百五十九條に該当いたします。その前に八百五十八條といふのが現行法にありますが、これは養子縁組の場合の規定でありませう。これは不必要となつて削除したものであります。この八百八條は、現行法の八百五十九條に大抵該当いたします。ただ二項を付けまして、縁組の取消の結果、先祖の祭を司宰する者に變更を生ずる場合についての規定、これを二項で準用いたしました。その外は大抵現行法の八百五十九條に該当する條文の整理をいたしたのであります。

次に「縁組の效力」であります。八百九條は、現行法の八百六十條と全然同様であります。次の八百十條は、大抵現行法の八百六十一條に該当するわけでありませう。即ち「養子ハ縁組ニ因リテ養親ノ家ニ入ル」とあるが、「家」といふのがなくなりまして「養子ハ、養親の氏を稱する」といふことになしたのであります。

次に「離縁」であります。協議上の離縁を依然認めることにいたしましたので、八百十一條といふのが下段現行法の八百六十二條に大抵該当いたします。戸主ノ同意といふやうなことがなくなつただけであります。尚八百十一條の末項であります。現行法では、養親が死亡した後に養子が離縁しようと思ふ場合には、戸主の同意を得てこれをすることになつておりますが、戸主が亡くなりました結果、戸主に代へて家事審判所の許可を

得て、養親が死亡してから養子が離縁ができる、それを家事審判所にかからしめたわけでありませう。次の八百十二條は八百六十四條に該当いたしますが、條文の整理をいたしておるわけでありませう。

次の八百十三條は八百六十五條に該当いたします。條文の数を少しく整理をいたしておるわけでありませう。次の八百十四條といふのが、これが現行法の八百六十六條に該当するのであります。これは婚姻の離婚の場合と同様、いわゆる從來の列強主義を改めまして一應例示的に一号、二号といふのを掲げましたが、三号におきまして「その他縁組を継続し難い重大な事由があるとき」といふようにいたしました。例へば現行法の八百六十六條にいろいろありますところの、例へば養親の直系尊属から虐待又は重大な侮辱を受けたときであるとか、或いは他の一方が自己の直系尊属に対して虐待をなし、又はこれに重大な侮辱を與えたときであるとかといふやうな場合を全部例示の中から落しましたのであります。が、これらの場合においては、恐らく縁組を継続し難い重大な事由のある場合に該当するだらうといふことに考へるのであります。尚婚姻の場合と同様、第二項を置きまして、例示の一号、二号に該当するやうなことがありまして、裁判所におきまして、一切の事情を斟酌して、縁組を継続せしむるのが相当と認めた場合は、離縁の訴えを棄却することができるといふ七百七十條の第二項の規定を準用したしたのであります。

八百十五條は現行の八百六十七條に大抵該当いたします。

い規定でありまして、只今御説明申し上げたやうな、現行法と異なる規定、それから八百十六條といふ規定、こ

次の七百九十八條といふのは新らし

登申上げましたような、人身賣買のよ

けまして、先程の八百九十八條の家事

果、戸主に代えて家事審判所の許可を

大体該当いたします。

それから八百十六條という規定、これは養子が離縁によりまして縁組前の氏に復する、これが現行法の八百七十五條、養子は離縁によりその実家に復帰して行くという關係に該当する規定でありまして、「家」という關係がなくなくなりまして、縁組前の氏に復するといふだけ規定いたしましたのであります。

次の八百十七條という規定は、いわゆる祭祀の司宰者の變更の場合であります。即ち離縁によりまして養子が実家の氏に復した場合に、養子がすでに系譜、祭具、墳墓等の承継をして先祖の祭祀の司宰者になつておる場合に、その離縁の場合に、後継者を定めるといふのが八百十七條で七百六十九條の規定を準用したわけでありまして、次に「第四章親権」であります。親権につきましては、大体現行法におきましては、未成年者のみならず、独立の生計を立てる成年者以外の者は、たゞい成年者と雖も親権に服することになつておりますが、この改正案におきましては、成年に達しないいゆる未成年の子のみが親権に服することにいたしましたのであります。すでに成年に達しておるものは、個人の尊厳という意味からして、やはり親権に服しないことが適當ではなからうかと思ひまして、未成年者のみが親権に服するといふことが第一点、それから第二点といふことは、現行法の八百七十七條に……、八百十八條は現行の八百七十七條に該当する規定であります。大に部内容が變つております。現行法の八百七十七條によりまして、「子ハ其家ニ在ル父ノ親權ニ服ス」といふふうになつて「父カ知レルトキ、死亡シタ

ルトキ、家ヲ去リタルトキ又ハ親權ヲ行フコト能ハサルトキハ家ニ在ル母之ヲ行フ」といふことで、第一次的に父が親権を行ひ、第二次的に母が行うといふことになつておりますが、これはやはり両性の平等といふことからして適當ではないと考へまして、夫婦が婚姻の場合であれば、共同して父母が親権を行うといふことにいたしましたのが八百十八條の第三項であります。勿論子供が養子であるときは養親の親権に服しますが、そうでないときは、実父母の親権に服する、而も父母が共同して行ふのであります。然らば父母の間でその方法等について意見が隔らなかつたらうかといふような問題も実はあるのであります。この点についてスイス民法等は意見が不一致のときは父の意見で決めるというになつておられますが、それはむしろ却つて適當ではないといふので、意見の不一致のようなこともあるかもしません。が、そこは夫婦間の父母の間の適當な処理に任ずといふ意味で、「父母が共同してこれを行う」というだけにいたしました。ただ「父母の一方が親権を行うことができないとき」、事實上不可能であるとか或いは親権或いは管理権が喪失しておるような場合は「他の一方が行ふ」といふことにいたしましたのであります。

即ち八百十八條では、父母が婚姻中は共同して親権を行うのであります。が、離婚したような場合にはどうするかという問題が起きますので、八百十九條で「父母が協議上の離婚をするときは、その協議で、その一方を親権者と定めなければならない」、こゝいうことにして離婚の場合は必ず父母の中

どちらか一方が親権者となるということとを定めて、離婚の届出でをしなければならぬといふことにいたしましたのであります。協議上の離婚のときには必ず親権者の一方を定めなければならぬとせんが、「裁判上の離婚の場合には裁判所が判決の中で、父母の一方を親権者と定める」といふことにいたしましたのであります。それが第二項です。第三項は父母が子供の出生前に離婚しておる場合は、これはどうしても共同といふことは困りますから、これは生んだ父母が親権を持つ、併しながらその後父母の協議で、父を親権者と決めることもできるということにいたしましたのであります。次は父が私生児を認知したような場合に、そこで母親と父が婚姻はしておらないのでありますから、共同親権といふことはむづかしいので、その場合に親権者は父母の協議で父と決める限りは母が行うのであります。特に協議で父を親権者とするといふことにした場合に限つて父が行う。さういふふうには決めない場合、やはり母親が親権を行うといふことにいたしましたのであります。以上すべて親権について父母の協議でやるということにいたしました。おきながら、協議が整わない場合が予想されますので、さういふ場合には家事審判所が協議に代る審判をするということができるといふことにいたしましたのであります。協議で一應親権者が決まつた場合、或いは家事審判所が協議に代わる審判をして親権者を決めた場合でも、その後子供の利益のために必要があるときは、家事審判所は親権者を變更することができるといふことにいたしました。子供の親権といふことについて、専ら子供の利益を圖つて親

権者を決めて行くといふ方針をとつたわけでありまして、次は「親権の効力」であります。これは現行法と大体同じであります。即ち八百二十條は現行法の八百七十九條が大体それに該当いたします。それにただ現行法では「親権ヲ行フ父又ハ母」とあるのを「親権を行う者は、即ち共同親権の場合に多からうと思ひますので、父又は母といふことはできないので、その場合は「親権を行う者は」といふふうにしたのであります。

次の八百二十一條といふものは現行法の八百八十一條に該当するのであります。これもやはり「親権ヲ行フ父又ハ母」といふ文字を「親権を行う者」といふふうに変えたのみであります。次に現行法の八百八十一條に子供の兵役を出願する場合の規定があります。これは兵役がなくなつた關係上現行法の八百八十一條といふものは削除いたしましたわけでありまして、次に八百二十二條は現行法の八百八十二條に該当するのであります。ただ文字を多少變えた、それから「裁判所」とあるのを「家事審判所」に動かしたといふような多少の整備を行なつたわけでありまして、次に八百二十三條は現行法の八百八十三條に該当いたします。それから次の八百二十四條といふものは現行法の八百八十四條に該当いたします。大体現行法では「親権ヲ行フ父又ハ母」といふふうになつておるのを「親権を行う者は」と、共同親権の場合に抵触しないような表現に変えたに過ぎないのであります。次に八百二十五條といふのは新らし

い規定でありまして、只今御説明申しましたように、親権は父母共同して行うこととなる、その結果子供に代つて法律行為を親権者が行うといふ場合、或いは子供の法律行為に同意を與えるといふような場合は父母が共同してやるといふことになりまして、多く父母共同の名義で子供に代つて法律行為をするといふようなことにならうと考へるのであります。この場合に夫婦の一方が、勝手に共同名義を利用して、子供に代つて法律行為をやつたといふような場合に、他の一方は、自分の意思に反して他の一方が共同名義を利用したんだ、自分の意思を無視したのであるから、その法律行為は無効であるといふようなことを言ひ出さないとも限らないのであります。さうしますと、善意の相手方が非常に迷惑をいたしますので、相手方の保護といふことを考へまして、さういふ場合にでも善意の相手方に対しては効力が妨げられない、有効であるといふ規定を設けたのが八百二十五條であります。次に八百二十六條は大体現行法の八百八十八條であります。

ちよつとその前に御留意を願ひたいのは、現行法の八百八十六條と八百八十七條であります。これは母が親権を行う場合に、親族会の同意を得なければ、重要な事務ができなかつたといふことになつて、若し親族会の同意を得ないで、さういふ法律行為をした場合は取消すことができるといふのが八百八十六條と八百八十七條であります。これは父母共同の原則から行きますと、女たるが故に、妻たるが故に、母たるが故に制限をした規定でありまして、これは適當でないと思へまし

七

て、八百八十六條と八百八十七條は削除したものであります。従いまし、父母共同でやるときは問題はないとしても、父が死んで母のみが親権を行う場合にもやはり親族会等の同意は必要でありません。そうして親族会そのものも廃止いたしましたので、更に問題はなくなつたわけであります。

次に八百二十六條というのは、先程申しましたように、八百八十八條に該当する。大體文字を多少変えたに過ぎないのであります。「裁判所を「家事審判所」というように変えたに過ぎないのであります。

次の八百二十七條は現行法の八百八十九條に該当します。現行法は八百八十九條の第二項というのはやはり母が親族会の同意を得る場合の規定でありますから、現行法の八百八十九條の第二項というのは削除したわけでありまして、

次の八百二十八條は八百九十條に該当するものであります。文字の整理をいたしたに過ぎません。「親権ヲ行ヒタル父又ハ母」というのを「親権を行つた者は」というふうに変更したに過ぎないわけでありまして、

次の八百二十九條、これは現行法の八百九十一條そのままであります。

次の八百三十條というものは現行法の八百九十二條に大體該当いたしまして、「裁判所を「家事審判所」と改めた程度のものであります。

次の八百三十一條は現行法の八百九十三條に大體該当いたしまして、「父又ハ母」を「親権を行う者」というふうに変更しただけの規定であります。

次の八百三十二條もやはり現行法の八百九十四條を多少文字を変えたの

と、親族会がなくなつた關係上、親族八十八條に該当いたす規定であります。

次の八百三十七條というのは現行法の八百九十九條に該当するのであります。

次の八百三十三條、これが八百九十五條に該当いたすのであります。戸主権の代行というふうなことはなくなりましたので、その点を削除いたしたわけでありまして、ここで八百三十三條で「親権を行う者は、その親権に服する子に代つて親権を行う」というような場合はどういふような場合かといひますと、結局それは私生兒、婚姻せざる子供が私生兒を生んだといふような場合に、その母親の親権者が、その親権に服する子に代つて更に親権を行なうといふようなことが想像されるのであります。正当な婚姻をいたした場合におきましては、すでに成年者となつて、親権に服するといふようなこともないのでありますから、この條文の適用は極めて少ない限られた場合を予想することになるわけでありまして、次に「親権の喪失」であります。

八百三十四條、これは現行法の八百九十六條に該当いたします。ただ裁判所に代つて家事審判所が親権の喪失を宣告したことにいたしましたのであります。

次の八百三十五條というのが、現行法の八百九十七條に大體該当いたしまして、やはり「家事審判所」というようなものが「裁判所」に代つて出て来るというのがその差異であります。現行法の八百九十七條の第三項は削除いたしたのであります。これは父に代つて今度は母が行うということになります。これは父母共同に共同親権である關係上、この規定削除いたしたのであります。

次の八百三十六條というのは八百九十八條に該当いたす規定であります。

次の八百三十七條というのは現行法の八百九十九條に該当するのであります。

次の八百三十三條、これが八百九十五條に該当いたすのであります。戸主権の代行というふうなことはなくなりましたので、その点を削除いたしたわけでありまして、ここで八百三十三條で「親権を行う者は、その親権に服する子に代つて親権を行う」というような場合はどういふような場合かといひますと、結局それは私生兒、婚姻せざる子供が私生兒を生んだといふような場合に、その母親の親権者が、その親権に服する子に代つて更に親権を行なうといふようなことが想像されるのであります。正当な婚姻をいたした場合におきましては、すでに成年者となつて、親権に服するといふようなこともないのでありますから、この條文の適用は極めて少ない限られた場合を予想することになるわけでありまして、次に「親権の喪失」であります。

次の八百三十四條、これは現行法の八百九十六條に該当いたします。ただ裁判所に代つて家事審判所が親権の喪失を宣告したことにいたしましたのであります。

この際ちよつとお諮りして置きますが、民法及び刑法並びに民事訴訟法、刑事訴訟法、こういう法案に対するところの審議の上における資料その他の研究事項もあると存じますから、高等裁判所の所在地へ議員を数名派遣いたしまして、現在におけるところの実際の運用状況その他を調査いたしたいと存じます。これにつきまして、その日時、その人員、行先等は委員長に御一任をお願いいたし存じますが、いかがでございますか。

〔賛成〕と呼ぶ者あり

○委員長(伊藤修吉) 御異議ないと認めます。

次に經濟警察官の臨検検査等に関する法律案、これが本委員会に付託されておりますが、この法案の審議に際しましては、治安及び地方制度委員会から連合委員会の申出がありますから、これは連合委員会を開きたいと思ひますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(伊藤修吉) それではさう決定いたして置きます。

次に農業資産相続特例法案、これも本委員会に付託されておる次第であります。この法案の審議につきましても農林委員会から合同審査の申出がありますから、これも合同審査を開きたいと思ひますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(伊藤修吉) それではさう決定いたします。

只今衆議院の方から回付されましたところの罹災都市借地借家臨時処理法の一部を改正する法律案を上程いたします。直ちに議題に供します。

○衆議院議員(松永義雄) 只今議題と相成りました罹災都市借地借家臨時処理法の一部を改正する法律案について御説明申し上げます。

この法律案は、先に衆議院議員武藤運十郎君より提出されました法律案に基づきまして、衆議院司法委員会において審査の結果、これを全文修正議決して、本日衆議院本会議において委員会の修正通り議決せられたものであります。その経過及び要旨につき申し上げます。

まず原案の要旨は、第一に、現行法が罹災地と建物疎開地に關してのみ適用することになつておるのを、火災、風水害等一般災害の場合にも拡大すること、第二に、災害地における建物復興に伴う諸条件が困難である等の理由から、法律の定める期間を延長して、借家人の優先権実現を容易にすること、第三に、建物の防空上の強制疎開の場合も戦災の場合と全く同様の取扱ひにすること等にあるのであります。

衆議院の司法委員会の審査におきまして、第一に、火災、震災、風水害等の一般災害中、いかなる地区における、いかなる程度のものについて本法を適用すべきか、又その範圍なり地区なりを決定するのは法律によることとするかとの問題がありました。尙本法の第一條でこの一般災害を取上げますことは、法律の体裁としても、期間計算に關する條文との關係においても、別に條文を起すべきではないかとの問題が生じました。第二に、原案の第九條は、防空上の必要から建物を除却されたその当時の借家人に対し、現行法が新たな借地権の設定、新たな借地権の譲渡を以てのみ過するの、戦

○委員長(伊藤修吉) 政府委員の民法に対する説明はこの程度で打ち切りまして、その他は後日をお願いいたしたいと存じます。

○委員長(伊藤修吉) 政府委員の民法に対する説明はこの程度で打ち切りまして、その他は後日をお願いいたしたいと存じます。

○委員長(伊藤修吉) 政府委員の民法に対する説明はこの程度で打ち切りまして、その他は後日をお願いいたしたいと存じます。

○委員長(伊藤修吉) 政府委員の民法に対する説明はこの程度で打ち切りまして、その他は後日をお願いいたしたいと存じます。

○委員長(伊藤修吉) 政府委員の民法に対する説明はこの程度で打ち切りまして、その他は後日をお願いいたしたいと存じます。

○委員長(伊藤修吉) 政府委員の民法に対する説明はこの程度で打ち切りまして、その他は後日をお願いいたしたいと存じます。

災と強制疎開との取扱い上公平であ
前を區別いたしておりまして、借地権を救う法律でなくちやならないのであ
○衆議院(川口頼好君) 申上げま
を、永久の法律にしてしようというこ

次の八百三十二條もやはり現行法の八百九十四條を多少文字を変えたの

りです。

現行法上、この規定を附いたしたのであ

る。その他は後述に於いてお話ししたい

と存じます。

地権の譲渡を以てのみ過するの、戦

災と強制開闢との取扱い上不公平であ

るから、現行法の優先的取扱いより更

に過つて、本来開闢当初から借地権を

失わなかつたこととし、換言すれば、

権利を適及的に復活させようというの

でありましたが、かくすることによつ

て、敷地の上に存した法律関係の混乱

は非常に煩雜を来すこと、仮に原案の

ごとき制度が震災地と疎開地において

事の初めから採らるべきであつたとい

うことが言えるにしても、今日におい

て地方の法律関係を混乱することは違

くべきではないかということが問題に

なりました。審査の結果、條文の整理

等の關係があり、結局只今の案の通り

修正議決することに相成つた次第であ

ります。

現下の諸情勢より、本案を提出した

しますのは、誠に切実な理由があり、

且つ本案の成立は目録の急を要する実

情に鑑みまして、十分御審議の上、何

卒御賛同下されまうと期待して止み

ません。是非お願いいたします。

○委員長(伊藤修吉) それではこれよ

り質疑に入ります。

○大野幸一君 現行第九條によつて

も、疎開によつて移轉した人は、その

当時におけるその敷地の借地権者であ

つたという解釈から、優先賃借権を認

められるものと解釈せらるるかどうか

あるか。

○衆議院事務(川口頼好君) 現行法の

第九條は、只今仰せになりましたよう

に、この法律が出ます前の臨時緊急措

置法によりまして、借地借家に関しま

する命令が出ておるのであります。其

が、その当時におきまして、震災地に

つきましての場合と、それから防空空

地につきましての場合と、根本的に違

つておるものと見て、借地権

その他災害で滅失した建物がある場合にこれを適用する、こういうわけですから、一年以内にそういう火災、風水害があつた場合に、ということが前提なんです。そのあつた場合に、具体的にはその風水害、風水被害物を指定するのは法律で指定しよう、こういうことであつて、本條の、更に別の法律で定めるといふのは、別の法律で定められる範囲において建物指定する性質には反しないと思ふのでありますが、提案者の説明はいかがでありますか。

○委員長(伊藤修吉) ちよつと速記を止めて

午後四時八分速記中止

午後五時三十九分速記開始

○委員長(伊藤修吉) では大変お待ちいたしました。速記を始めて下さいます。

○鬼丸義爾君 ちよつと提案者にこの際お確かめいたして置きたいと思ひます。改正案の第二十五條の二の規定を加えましたことは、本法の臨時処理法の性質を恒久的ならしむるような感じがございまして、併しながら被災地の借地の法律関係はこれを長く確定して置かぬといふことになりまして、それがために都市の復興を著しく遅延させまして、更に又幾多の紛争を頻発させますような弊害等もありますところから、第二條及び第二十九條の賃借申出期限は今後絶対に延期せないことを希望いたします。

○委員長(伊藤修吉) 併しながら、別法律で定めるところの災害に對します点については、この基準について非常な考慮

を拂ふ必要があつたと思ひます。條文では何らの基準が示してありません。例えば災害が百戸の場合もありましようし、數百戸の場合もありましようが、これらの場合がございせんので、これを適用する場合におきましては深甚なる注意を拂われて、著しく不公正にならないことに細心の御留意をお願いいたしたいと思ひます。この二点を希望いたします。

○衆議院議員(武蔵野十郎君) 只今鬼丸委員の御質問乃至御希望に對しまして、提案者といひまして少しく意見を申し上げたいと存じます。

先ず第一に、この法律が二十五條の二に入るによりまして、恒久性を持つようになるのではないかと御意見でございまして、その点は仰せの通り恒久的な性質を持つようになると思ひます。併しながら我々國會議員の職員の努力によりまして、被災地その他の災害地が意外に早く復興をいたすことになりまうならば、恐らく本法自体も近い將來において廃止されるようなことに立ち至るであらうと思ひますし、又、私共はさうなことを希つてゐる次第でござい

ます。第二点の二年間以上延ばさない方がよろうではないかといふ御意見も誠に御尤もでありまして、提案者といひまして、一年では少し無理でございまして、二年ありますならば、先ず十分であらうと思ひますし、又その程度で一應法律関係に安定を與えなければならぬと考える次第でござい

ます。第三の、二十五條の基準を十分留意しろといふ御注意でござい

ます。これも今度は御承知の通り法律で規定をされることになりまうから、いづれ兩院の一致したる總意によることとでございまして、従來被災地に罹災都市借地借家臨時処理法を適用いたします勅令を出します場合に標準をどういふところに置いたかといふことを司法省の経験をもつて見ますといふと、第一次の勅令によつて適用地区を指定いたしました場合に、大体におきまして一千戸以上といふことを標準として施行地区を決めたものでござい

ます。然るに、それでは範圍が狭いのでありまして、その後各地の被災者からこちらの方の地区もやはり罹災都市借地借家臨時処理法を実施して貰いたいという要望が非常に多くあつたものでありまして、その結果第二次の勅令による指定におきましては三、四百戸以上を標準として指定をいたしたものでござい

ます。大体それによりまして、この罹災都市借地借家臨時処理法の居住者保護という目的を達しているがごとき状態であるといふことであります。従ひまして、今後起ります戦災以外の火災、震災、風水害その他の災害に、新らしい立法によつてその地区を、及びその災害を指定します場合に

おきまして、大抵が只今申上げましたような標準、三、四百戸以上を標準として法律を制定いたします方がよいのではないかと愚考いたします。この点は又そのときになりまして、議院から提出されますが、政府から提案されまうか分りませんが、議題に上つて参りました法律案に對しましてはお互に十分検討いたしました上で、最も適當な立法をいたしたいと考える次第でござい

ます。簡単にございまして、提案者としての意見乃至釈明をいたす次第であります。

○松村眞一郎君 私は最初衆議院から御提案になりました案を眺めましたときに、第九條が、疎開建物の敷地についての問題を適宜に規定するといふことになつております關係がございまして、その点はその案として余りよい立法方式でないと思ひまして、その當時予備審査でありましたが、私はその規定の存在を喜ばなかつたものであります。この衆議院においても全部的に検討されまして、そうしてその規定は削除されたのであります。幾多の点に於いては、改良されたことを私は眺めまして、非常にその点は喜んでお

ります。併しながら、この度の一つの趣旨は、今後いろいろな、震災なり、火災なり、風水害なりが起りました場合に、その都度法律で或る風水害を指定いたしまして、その指定いたしました法律の施行の日から又二年間の間は申請することができ、土地所有者に對しまして申出ることができような工合の規定になるわけでありま

す。將來永久に……永久と申しましては或いは言葉が穩かでないと思ひますが、今後火災が起り、震災が起り、風水害が起りますといふと、それに應じて又法律を出す、そうすると又二年間は土地所有者に對して申出ができる、そうして得ました借地権は十年続きのであります。こういうような意味で法律の改正が第二十五條の二としてここに掲げられておるのであります。本質上永久立法にいたします場合においては、もう少し検討する必要があります。いやないかといふ意味において私はこの法律が從來の關係で申しますと、今度の延期によりまして二年の期間内に申出をしなければならぬ、そして十年の後にはその得たる借地権は失われるのであります。これを簡単に申しますといふと、十二年で法律の本條の規定は効力を失うのであるといふ立法であるのを、この度はそれが永久に、いろいろな災害が起りますことに、新らしい法律が出ましては又、十二年

続くと、又その次の法律が出ますと又十二年続くと、この意味におきまして、常に災害ごとに新らしい法律は出しても

この十二條の改正でありますとか、或いは二條の改正でありますとかいふ点については、結構なことと存するのであります。併しながら、この度の一つの趣旨は、今後いろいろな、震災なり、火災なり、風水害なりが起りました場合に、その都度法律で或る風水害を指定いたしまして、その指定いたしました法律の施行の日から又二年間の間は申請することができ、土地所有者に對しまして申出ることができような工合の規定になるわけでありま

す。將來永久に……永久と申しましては或いは言葉が穩かでないと思ひますが、今後火災が起り、震災が起り、風水害が起りますといふと、それに應じて又法律を出す、そうすると又二年間は土地所有者に對して申出ができる、そうして得ました借地権は十年続きのであります。こういうような意味で法律の改正が第二十五條の二としてここに掲げられておるのであります。本質上永久立法にいたします場合においては、もう少し検討する必要があります。いやないかといふ意味において私はこの法律が從來の關係で申しますと、今度の延期によりまして二年の期間内に申出をしなければならぬ、そして十年の後にはその得たる借地権は失われるのであります。これを簡単に申しますといふと、十二年で法律の本條の規定は効力を失うのであるといふ立法であるのを、この度はそれが永久に、いろいろな災害が起りますことに、新らしい法律が出ましては又、十二年

続くと、又その次の法律が出ますと又十二年続くと、この意味におきまして、常に災害ごとに新らしい法律は出しても

よろしいという意味における永久立法

法とするといふことは、私は立法の手

否を明らかにして御意見をお述べ願ひ

感に家を建てて、而もマーケット

員の意見に對しまして衷心から賛意を

に災害ごとに新らしい法律は出しても

員の意見に對しまして衷心から賛意を表しますけれども、本案の成立に對しましては、この際特別の事情を考へて賛成することを表明いたします。

○小川友三君 本案に大體賛成する者であります。第二條によつて先に一年延ばすということは、非常に借地人側としては欣快に堪へないところであります。但し第七條において、今政府當局が發表している通り四百數十萬戸の家が足りないのでありまして、材木の絶対量、建築資材の絶対量が足りないということは、政府が發表いたしてある通りでありまして、六ヶ月間を一ヶ年に延期して呉れることは有難いが、これは三年乃至五年十年に、この第七條の規定を延して、將來法律を作り出すという希望條件を附けまして、原案に賛成する者であります。

○齋 武雄君 賃借の申入れを一年間

あることは、見様によつて違ふと思つたのでありますが、私は現状においては、一年間延ばした方がよいと思つておるのであります。折角臨時処理法によつて、寄居住者或いは土地賃借人を保護したものも、現在において未だその恩恵を蒙らない人があるのでありまして、この際法律の趣旨を徹底して一年間延ばして、そうして救済するということについては私は賛成であります。ただ二十五條の二でありますが、これが恒久欠乏性質になるといふことにつきましては疑問を持つておるのであります。先般の鬼丸委員からの質問に対する提案の御答弁は、一年の間に、或いは近將來において整理されることがあるから慎重にこの法律を適用したいと思つておるのである、こういう御答

案(第四十五号)
裁判所法の一部を改正する等の法律案

一條 裁判所法の一部を次のように改正する。

第五十七條第二項に次の但書を加える。

但し、別に法律で定める員數を限り、一級とすることができ、
一條 裁判所法施行法の一部を次の
ように改正する。

第三條第七項中「裁判所法施行」の條を「昭和三十二年十二月三十一日までに」に改める。

三條 昭和二十二年法律第六十四號

第一條中「專任八百十四人」を「專任八百六十七人」に改める。
「專任二百五十二人」に改める。

第三條に次の一項を加える。
裁判所法第五十七條第二項但書の規定により一級とすることのできる員数は、十人とする。

「專任一人」「專任四人」第四條中「專任百七十六人」を「專任二百五十九人」に改める。

第五條中「專任一人を
「專任二人」に改める。
專任十一人」

四條 昭和二十二年法律第六十五号
の一部を次のように改正する。
第三條第四項中、「一般の」の下に
「一級及び」を加える。

附 則
の法律は、公布の日から、これを施
する。